

旅費制度の見直しについて（案）

1. 概 要

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。

2. 内 容

（１）鉄道賃の見直し

- ・ 運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：料金に付随する手数料]

（２）船賃の見直し

- ・ 運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：料金に付随する手数料]

（３）航空賃の見直し

- ・ 外国旅行において、航空機で著しく長時間（飛行時間 24 時間以上）移動する場合に運賃の等級を引き上げる。[例：プレミアムエコノミークラスもしくはビジネスクラス]
- ・ 運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とする。
[例：LCC 利用時の手荷物料金等の追加料金]

（４）車賃の見直し

- ・ 自家用自動車等の利用に必要な費用を実費支給の対象とする。[例：駐車場代、有料道路代]
- ・ 自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とする。
[参考：移動距離 1 km につき 18 円]

（５）宿泊料の見直し

- ・ 実費支給方式（上限付き）に変更する。
- ・ 上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」の「宿泊費基準額（区分は「職務の級が十級以下の者」に対応）」に準ずる＜別紙 1＞
[参考：内国旅行の場合で 8,000 円～19,000 円、外国旅行の場合で 8,000 円～59,000 円]
なお、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とする。

（６）宿泊手当の新設

- ・ 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増し費用含む）に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設する。
- ・ 支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」の「宿泊手当」に準ずる＜別紙 2＞
[参考：一夜につき、内国旅行の場合で一律 2,400 円、外国旅行の場合で 3,900 円～5,400 円]
- ・ 夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給する。

(7) 移転料の見直し

- ・実費支給方式に変更する。

(8) 着後手当の見直し

- ・実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給する。

(9) 扶養親族移転料の見直し

- ・赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給する。
- ・現に支払った交通費等を支給する。

(10) 旅行雑費の見直し

- ・支給対象となる費用を追加する。[例：保険料、医薬品・携行品に係る費用]

(11) 死亡手当の見直し

- ・職員の配偶者及び子を対象に追加する。
- ・支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」の「死亡手当」に準ずる<別紙 2>[参考：一律 930,000 円]

(12) その他

- ・旅費の返納について、給与等からの控除を可能とする。
- ・市が旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことを可能とする。
- ・旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止する。
- ・食卓料及び支度料は廃止する。

3. 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用する。

○国家公務員等の旅費支給規程

【宿泊費基準額】

(1) 内国旅行

(単位：円)

都道府県	宿泊料基準額 (一夜につき)
	職務の級が 十級以下の者
埼玉、東京、京都	19,000
福岡	18,000
千葉	17,000
神奈川、新潟	16,000
香川	15,000
熊本	14,000
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000
福島、鳥取、山口	8,000

(2) 外国旅行（主な都市）

(単位：円)

都市	宿泊料基準額 (一夜につき)
	職務の級が 十級以下の者
米・ボストン	59,000
米・ニューヨーク	57,000
米・シカゴ、英・ロンドン	44,000
米・シアトル、ロサンゼルス	42,000
仏・パリ、スイス・ジュネーブ	38,000
シンガポール・シンガポール、ベルギー・ブリュッセル	34,000
中・香港、エジプト・カイロ	32,000
伊・ローマ、UAE・アブダビ	30,000
タイ・バンコク、トルコ・イスタンブール	20,000

○国家公務員等の旅費支給規程

【宿泊手当】

(1) 内国旅行

(単位：円)

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	2,400

(2) 外国旅行（主な地域・国）

(単位：円)

区分		宿泊手当（一夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	4,800
	インドネシア	4,500
	カンボジア	5,400
	シンガポール	5,400
⋮	⋮	⋮
北米	アメリカ合衆国	5,400
	カナダ	5,400
⋮	⋮	⋮
中南米	アルゼンチン	5,400
	ウルグアイ	5,400
	エクアドル	5,400
	エルサルバドル	5,400
	キューバ	4,800
⋮	⋮	⋮
その他の地域		5,400

【死亡手当】

(単位：円)

区分	死亡手当
全ての者	930,000